

【対応状況 (F列) について】

けいぞく し さ く はんえい いけん
継続：施策に反映できていない意見

し さ く しゅし と い こ ん ご し さ く じ っ し い け ん
施策に反映済み：施策にその趣旨を取り入れ、今後もその施策を実施していく意見

たいおう ざ し さ く しゅし と い か ん り う い け ん
対応済み：施策にその趣旨を取り入れて完了した意見

※ 本文中の意見の通し番号は、「[期]-[回]-[No]」を表します。(例：「22-2-1」は、22期第2回のNo.1を指します。)

期	回	No	はつげん 発言 いよいよ 意見の概要 いいん 委員	たいおう 対応 じょうきょう 状況	たいおうほしん 対応方針
22	3	1	おの 小野 いいん 委員	せいねんねんれい ひきさ さい さい そだがんすう きゅううきへんか で おも いっぽう 成年年齢の引下げが、18歳、19歳の相談件数の急激な変化は、まだ出ていないと思う。一方でトラブルには発生するまでのタイムラグもあり、また、将来的には対象となる若い世代は人口そのものが減少していくため、件数だけでは、状況はわからない。引き続き注視が必要だ。	けいぞく 継続 【第23期第5回修正】 れいわ ねんど かながわけんない しょうひせいかつそだがんがいよう せいねんねんれいひきさ ご さい さい そだんじょうき上認んせき こうひょう れ 「令和5年度 神奈川県内における消費生活相談概要」において、成年年齢引下げ後の18歳、19歳の相談状況を分析して公表していたが、令 いわ ねんど さい そだんけんすう けん ぜんねんど けん よこ さい そだんけんすう けん ぜんねんど けん 和6年度の18歳の相談件数は260件で、前年度（258件）とほぼ横ばいとなっており、また、19歳の相談件数は397件で、前年度（385件）とほ よこ ぼ横ばいになっていることから、「令和6年度 神奈川県内における消費生活相談概要」では公表していない。公表は行っていないが、引き続 じたはあく ぶんせき ちゅうし き、トラブルの実態が把握できるよう分析して注視していく。
23	2	1	おおうち 大内 いいん 委員	かいてい ご ししん はいふよう いんさつぶつ にほんごばん さくせい たげんごばん 改定後の指針は配布用の印刷物として、「やさしい日本語版」を作成することだが、多言語版の ようい そでい 用意ということは想定されているのか。	たいおう ざ 対応済 み 【第23期第5回修正】 いけん ふ こんねんどちゅう がいよう えいごばん さくせい よてい ご意見を踏まえて、まずは今年度中に概要の英語版の作成を予定している。
23	2	28	つのだ 角田 いいん 委員	じょうれい みなお あらた じょうれい よ だい しょう しょうひしゃ けんり かくりつ だい せつ きがい ぼう 条例の見直しについて、改めて条例を読んだが、「第2章 消費者の権利の確立 第1節 危害の防 し たいしょう しょうひん げんてい 止」について、対象が商品に限定されていて、サービスが含まれていない。 とうきょうと じょうひせいかつじょうれい しょうひんまた 東京都の消費生活条例では、「商品又はサービス」とはっきり明記されていて、消費者被害というか じょうひしゃもんたい もっと しんごく じょうひしゃ せいめい しんたい かか もんだい あんせん けんり じょうひしゃ けん 消費者問題の最も深刻なのは消費者の生命・身体に関わる問題で、安全の権利というのは消費者の権 り なか もっと じゅうよう けんり い ち づ きんねん びよう いりょう 利の中でも最も重要な権利という位置付けである。近年エステや、美容・医療であるとかスポーツジ からだ し ぼうじれい ムであるとか、体のマッサージで死亡事例があったというのがニュースになっているが、さまざまな きがいじあん ぞうか なか サービスの危害事案というのも増加している中で、この今までいいのかなという疑問がある。 しじん じょうひん あんせん あんしん かくほ ひょうげん つか ばあい 指針の30ページで、「商品やサービスの安全・安心の確保」という表現を使っており、場合によって けんとう ひつよう おも はこの検討が必要かなと思う。	たいおう ざ 対応済 み 【第23期第5回修正】 いけん ふ じょうれい かいせい ご意見を踏まえて、条例を改正した。 れいわ ねん がつ にち しこう (令和8年4月1日に施行)
23	4	1	たかだ 高田 いいん 委員	じぎょうしゃ たちば ねん しょくひんひょうじほう こうふ じてん こべつひょうじ みなお じぎょうしゃ 事業者の立場から、2013年に食品表示法が公布された時点で、この個別表示について見直すよう事業者 もうしで しょくひんひょうじほう ぜんばい から申出をしており、食品表示法で全廃したということはこちらとしては納得いく話。神奈川県で じょうれい きさい かしょ ぜんばい かたち かいせい ねが も、条例に記載のある箇所を全廃する形で改正をお願いしたい。	たいおう ざ 対応済 み くに ごうりてき わ こくさいせいごせい しょくひんひょうじせいで む おうだんてき ひょうじ げんそくいちげんか め ざ しょくひんひょうじせ 国では、合理的でシンプルかつ分かりやすい国際整合性のある食品表示制度に向け、横断的な表示ルールへの原則一元化を目指した食品表示制 いど おおはば み な お ちやくしゅ ちようりれいとうしょくひん こべつひんもく ひょうじ れいわ ねん がつ にち はいし 度の大幅な見直しに着手し、調理冷凍食品については個別品目ごとの表示ルールのすべてが令和8年4月1日より廃止されることになってい ほんけん どうしゅし せいど ゆう しゅうへんちほうこうきょうだんない くに はいし あ ちようりれいとうしょくひん かん こべつひんもく ひょうじ はいし ほ る。また、本県と同趣旨の制度を有する周辺地方公共団体も国の廃止に合わせて調理冷凍食品に関する個別品目ごとの表示ルールを廃止する方 こう けん こ な ご ちようりれいとうしょくひん かん こべつひんもく ひょうじ い じ りゅうとうじょうかだい じょうひしゃ じぎょうしゃ こ な う 向であり、県が今後も調理冷凍食品に関する個別品目ごとの表示ルールを維持することは、流通上の課題もあり、消費者、事業者に混乱を生む けねん ことが懸念される。 くに せ い ど み な お し ゅ し きんりんちほうこうきょうだんない どうこう ふ けんとう け つ か 、 ちようりれいとうしょくひん かか けんどくじ こ べ つ ひ ン も く ひ ょう じ こうした国の中見直しの趣旨、近隣地方公共団体の動向などを踏まえ検討した結果、調理冷凍食品に係る県独自の個別品目ごとの表示ルール はいし も廃止することとしたい。

期	かい 回	No	はづげん 発言 いいん 委員	いけん がいよう 意見の概要	たいおう 対応 じょうきょう 状況	たいおう 対応 じょうきょう 方針
23	4	2	おおねだ 大根 いいん 田委 ん員	こんばんでき ひょうじ か しょくひん あんぜんせい たんぼ いちばんだいじ あんぜん 根本的に、こういった表示に変えても食品の安全性は担保できているのか。そこが一番大事で、安全 たんぼ か おも が担保できるのであれば変わってもいいと思う。	たいおう ず 対応済 み	しょくひん せっしゅ さい あんぜんせい かくほ かんてん しょくひんひょうじ しょくひんひょうじ えいせいじこう さだ ちようりいとうしょくひん かん こべ 食品を摂取する際の安全性の確保の観点からの食品表示は、「食品表示法」の衛生事項などにおいて定められており、調理冷凍食品に関する個 つひんもく ひょうじ はいし ばあい しょくひん あんぜんせい たんぼ 別品目ごとの表示ルールが廃止された場合でも、食品の安全性は担保されている。
23	4	3	しらとり 白鳥 いいん 委員	しりょう うらがわ ひょう ひょうじゅんはいごわりあい ひょうじ こんなん ひょうじ しょうりやく 資料2-1の裏側の表に「標準配合割合」を表示することが困難なものにあってはその表示を省略する か しょうりやく よ こま しょうりやく さき はなし ことができる」と書いてあるが、省略することが良しとされて細かいから省略となると、先ほど話が しょくひん あんぜんせい そこ き あった食品の安全性が損なわれるような気がする。 しょうひしゃ しょうひんせんたくじ 消費者が商品選択時にわかりづらいというとあるが、わかりづらければわかりやすい表示方法に変 たいせつ なか やくわり しゅうりょう きさい なに やくわり しゅうりょう えてあげることも大切。その中で、「役割が終了した」と記載があるが、何をもって役割が終了した ぎもん のかが疑問。	たいおう ず 対応済 み	しょくひん せっしゅ さい あんぜんせい おな (食品を摂取する際の安全性については、23-4-2に同じ) くに ものぼうし しょうひしゃ じょうほうでいきょうかんてん こべつひんもく ひょうじ かつよう げんざい おうだんでき ひょうじ さく 国においては、まがい物防止や消費者への情報提供の観点から個別品目ごとの表示ルールが活用されてきたが、現在は横断的な表示ルールが策 てい じだい こべつひんもく ひょうじ やくわり しゅうりょう せり 定されており、時代とともに個別品目ごとの表示ルールについては役割が終了してきていると整理している。 ひょうじぎむ うむ かか げんざいりょうはいごわりあい し しょうひしゃ はいりよ ひ つづ ひつよう けん れいとうしょくひん かか ぎょうかいたんたい しかし、表示義務の有無に関わらず、原材料配合割合を知りたい消費者への配慮は引き続き必要である。県としても、冷凍食品に係る業界団体 じっし せいど うむ かか しょうひしゃ ひつよう じょうほう でいきょうかくだい しゅどうとき とりく いこう かくにん しょうひしゃ にヒアリングを実施したところ、制度の有無に関わらず消費者が必要とする情報の提供拡大に主導的に取組むとの意向を確認しており、消費者 ようぼう そ じょうほうでいきょうひょうじ こんご じしゅてき おこな つよ きたい の要望に沿った情報提供や表示を今後も自主的に行うことを強く期待する。
23	4	4	ぬまお 沼尾 いいん 委員	しょく か すす なか ほうえきじょう こうじょう なか せいやく 食をめぐるグローバル化が進んでいる中で、貿易上のいろんなこの交渉の中で、制約になってしまう はんだん しょうひしゃ あんしん まんぞくど かんが という判断もあるかもしれないが、消費者にとっての安心とか満足度とかを考えたときに、どのように はんだん だいじ おも しょうひしゃ たちはば かんが こべつ じじょう ひょうき な判断でいくのかが大事だと思う。消費者の立場のことを考えて、個別の事情で表記にずれがあると じたい しょうひしゃ まんぞくど そくめん おも ひょうき いうこと自体がむしろ消費者の満足度にかなっている側面もあるとも思う。そういう表記をすること じぎょうしゃ せいぞう はんだん つな ぶぶん おも ただ ひょうき が事業者の製造の判断に繋がる部分もあるのかかもしれないと思うと、正しく表記されていればという じょうひしゃ まんぞくど あ じょうひんせいぞう こうか おも だけでなくて、消費者の満足度を上げるための商品製造という効果もあったのではないかと思うの りゅうい ひつよう おも で、そのあたりを留意しておく必要があると思う。	たいおう ず 対応済 み	おな (23-4-1に同じ)
23	4	5	あまの 天野 いいん 委員	くに かいせい おこな ばあい かながわけん じょうれい ひょうじ ぎ む たと 国でこのように改正が行われた場合、神奈川県だけが条例で表示義務となると、例えば、スーパーに なら れいとうしょくひん たい かながわけん じょうれい のこ かのう げんじつてき 並んでいる冷凍食品に対して神奈川県だけが条例を残すことが可能なのかどうか、そこがもう現実的 ぎもん にどうなのかが疑問。	たいおう ず 対応済 み	ほんけん どうしゅし せいど ゆう しゅうへんちはうこうきょうだんたい くに はいし あ ちようりいとうしょくひん かん こべつひんもく ひょうじ はいし ほうこう 本県と同趣旨の制度を有する周辺地方公共団体も国の廃止に合わせて調理冷凍食品に関する個別品目ごとの表示ルールを廃止する方向であり、 けん こんご ちようりいとうしょくひん かん こべつひんもく ひょうじ いじ りゅううじょうかだい しょうひしゃ じぎょうしゃ こんらん う けねん 県が今後も調理冷凍食品に関する個別品目ごとの表示ルールを維持することは、流通上の課題もあり、消費者、事業者に混乱を生むことが懸念 される。 じょうきょうふ ほんけん どくじ いじ げんじつてき むずか かんが こうした状況を踏まえると、本県のみが独自ルールを維持することは現実的に難しいものと考えられる。

期	回	No	はづげん 発言 いいん 委員	いけん がいよう 意見の概要	たいおう 対応 じょうきょう 状況	たいおうほうしん 対応方針
23	4	6	つのだ 角田 いいん 委員	ぎろん くに しょくひんひょうじほう 議論が国の食品表示法そのものについてのレベルになる気がする。基本的な食品表示の議論になって しまうと、きりがなくなってしまうので、今回は冷凍食品に限ってで、他の温度帯の食品については すでに統一化されているところが、今回の改正で、冷凍食品のところのみその矛盾が生じてしまつ て、そこを合わせるということについてはどうかということなので、私はそれほど大きな懸念を持つ てはいない。 せいかく ひょうじ かんてん わりあいひょうじ い おも しょ ただ、より正確な表示という観点からすれば、割合表示を入れたほうがいいと思うが、そうすると食 くひんせんたい ひょうじ ぎろん こんかい むじゅんてん かいしょう してん さいしゅうてき はんだん 品全体の表示の議論になってしまって、今回は矛盾点の解消という視点でどうかを最終的にご判断 おも いただけたらと思う。 ぶつりてき かながわけん のこ ばあい りゅうつうじょうもんだい ふく うえ はんだん ただ、物理的に神奈川県だけ残った場合に、流通上の問題がありうることも含めた上で判断せざるを かんが えないと考える。	たいおう ず 対応済 み	およ おな (23-4-1及び23-4-5に同じ)
23	4	7	おおねだ 大根 いいん 田委 ん 員	つうじょう か もの ひと ひょうじ はい さぎ 通常、買い物する人が、もしエビが表示しなくていいからということでほとんど入ってなからたら詐 おも けねん れいとうしょくひん ひょうじ とういつか い けん はんたい 欺だと思うので、そういうところの懸念もあって、冷凍食品の表示の統一化と意見があるが、反対に ぜんぶひょうじ おも 全部表示すればいいのではないかと思う。	たいおう ず 対応済 み	ちようりいとうしょくひん かか けんどうくじ こべつひんもく ひょうじ はいし ばあい くに しょくひんひょうじきじゅん げんざいりょうめぬう ひょうじぎ む きて 調理冷凍食品に係る県独自の個別品目ごとの表示ルールが廃止された場合でも、国の食品表示基準において原材料名等の表示義務が規定さ れている。 ひょうじぎむ う む かか げんざいりょうはいごうわりあい し しょうひしゃ はいりよ ひ づ ひつよう けん しかし、表示義務の有無に問わらず、原材料配合割合を知りたい消費者への配慮は引き続き必要である。県としても、冷凍食品に係る業界団体 じっし せいど う む かか しょうひしゃ ひつよう じょうほう ていきょうかくだい しゅどうでき とりく いこう かくにん しょうひしゃ にヒアリングを実施したところ、制度の有無に問わらず消費者が必要とする情報の提供拡大に主導的に取組むとの意向を確認しており、消費者 ようほう そ じょうほうていきょうひょうじ こんご じしゅてき おこな つよ きたい の要望に沿った情報提供や表示を今後も自主的に行うこと強く期待する。
23	4	8	さんべい 三瓶 いいん 委員	しょこうかいぎしょ き りゅうつう かんが かながわけん べつひょうじ じぎょうしゃ は 商工会議所から来ているが、流通を考えたときに神奈川県だけが別表示ということが事業者として果 たいおう ぎもん じぎょうしゃ はつそうさき ぜんこく い せかいてき とり たして対応できるのかが疑問。1事業者の発送先は全国レベルで、さらに言うと世界的なレベルで取 ひき か ふたん ひじょう おお かん 引しているので、そこだけを変えるということのリスクや負担が非常に大きいと感じる。	たいおう ず 対応済 み	おな (23-4-5に同じ)
23	4	9	たかだ 高田 いいん 委員	ほか じれい かていようひんひんしひょうじゅんほう ほうりつ ぼうし いぜん とうきょうと じょうれい せんい そざい あら かた 他の事例で、家庭用品品質標準法という法律で、帽子が以前は東京都だけ条例で繊維の素材、洗い方 とう ひょうじ き とうきょうと めんどう とうきょうと 等、表示しなければいけないと決まりがあり、東京都だけにそれをつけるのが面倒くさいと、東京都 はんぱい じぎょうしゃ かんが とどうふけん ひょうじはいし かながわけん ひょうじ で販売しない事業者がいた。そういうことを考えると、46都道府県は表示廃止、神奈川県だけは表示 のこ かながわけん い ようき ほうそう べつ が残るとなると神奈川県に入れるためだけに、容器・包装を別にしなければいけないのは、メーカー こうりつ めん かんが もんだい おも からしてみると効率、コストの面からどう考えていくのか問題だと思う。	たいおう ず 対応済 み	おな (23-4-5に同じ)

期	回	No	はづげん 発言 いいん 委員	いけん がいよう 意見の概要	たいおう 対応 じょうきょう 状況	たいおうほうしん 対応方針
23	4	10	よしの 芳野 いいん 委員	ベンガしそうだん そだんいん そだん の じょうほう あつ ワンストップ弁護士相談について、ぜひ相談員さんが相談に乗って、どのような情報を集めて、どの よ と おこな ほうしん べんガしそうだん べん ごし れんけい ような聞き取りを行って、どのような方針で弁護士相談にまわしたのかを弁護士にうまく連携がとれ たいせい ととの べんガしそうだん けんとう おも るよう体制を整えて、弁護士相談がスムーズにいくようご検討いただきたいと思います。 べんガしそうだん あと じょうほうこうかん じゅうらい ほうりつそだん 弁護士相談にまわしてしまったということで、後で情報交換しますということでは、従来の法律相談 か れんけい と くふう べん ごし と変わりないので、このような連携を取ってやることについていろいろ工夫をしながら、弁護士サイ そだん じっし ドとも相談しながら実施していただきたい。	しさく 施策に はんえいが 反映済 み	こんねんど あら かいし じぎょう しこうさくご ぶぶん 今年度に新たに開始した事業として、試行錯誤の部分もあったが、弁護士相談の前に職員が相談員からよく事情や状況を聞き取り、弁護士から ほうきじょげん もと りゆう もんだいてん そだんしゃ そだんいん かくにん 法的助言を求める理由や問題点、相談者あるいは相談員が確認したいことなどをできるだけ具体的に相談票に記載し、弁護士相談がより効果的 おこな はか に行われるよう図っていただきたい。 そだんしゃ たい べん ごし じょげん そだんしゃ う と しょくいん まいかい じぎょうしゅうりょう べん ごし ちよくせつ また、相談者に対する弁護士の助言や、相談者がどのように受け止めていたかを、職員が毎回の事業終了後に弁護士から直接聞き取り、相談員 つた ご けいぞく しょうひせいかつそだん えんかつ と く に伝えることで、その後の継続した消費生活相談が円滑になるよう取り組んでいる。
23	4	11	たかだ 高田 いいん 委員	けん がつ にち とうきょうと じょうれい せこう き いけんこうかんかい なか カスハラの件で、4月1日に東京都の条例が施行されたことを機に意見交換会がありまして、その中 けいさい しょうひしゃむ しりょう ぐたいきて で、「ホームページに掲載されている消費者向けコミュニケーションについての資料を、より具体的 さくせい い けん で たと ことば たいおう にわかりやすく作成したほうがいい」という意見が出た。例えば、こういう言葉、こういう対応はカ はんдан きぎょう はんдан ばあ スハラと判断されてしまますというように、どういうことをしたら企業がカスハラと判断して、場 い けいさつ よ かいんとうろく さくじょ たいおう すこ 合によっては警察を呼んだり、会員登録から削除したり、という対応をしてきますので、もう少しわ けいはつりょう さくせい い けん で かながわけん ふかほ かりやすいような、啓発資料を作成したほうがいいという意見が出ました。神奈川県でもぜひ深掘り つく おも してわかりやすいものを作っていただければと思う。	しさく 施策に はんえいが 反映済 み	しょうひしゃ い けん つた さい 「消費者が意見を伝える際のポイント」(消費者庁発表)の内容に準拠した啓発動画(デジタル教材)を現在制作中である(後日、ホームページ けいさいよてい ジへ掲載予定)。
23	4	12	しみず 清水 いいん 委員	そだんたいせい かた くに しめ ほうこう ふ そだんたいせい かた けんとう 相談体制のあり方について、「国が示すDXの方向を踏まえて相談体制のあり方を検討していくこ かだい の なか こんご とりくみ う とりくみ けん と」とが課題として述べられている中で、今後の取組として、DXを受けてどのような取組が県として かんがみ かん 考えられているのかが見えてくると感じた。 さき い けん べん ごし せんせい じょうほうきょうゆう に ど で ま てきせつ じょうほうきょうゆう 先ほど意見があった、弁護士の先生との情報共有を、二度手間にならないよう適切な情報共有がなさ しく つく やくだ おも そだんたいおうじたい そだんいん かたがた れるような仕組みを作ることでも、DXは役立つと思うし、あとは相談対応自体が相談員の方々のノ いぞん さつ たいおうりょく ひょうじゅんか おこな たいおう しか ウハウに依存してるところもあるのかなと察するが、対応力の標準化を行うということで、対応の仕 た けっかとう か すす 方、その結果等についてのデータベース化のようなことを進めていくとよいのではないか。 こうど じょうほうぶんせき つな かんてん とりくみ きたい あとは、より高度な情報分析に繋げていくという観点の取組もぜひ期待したい。	けいぞく 継続	くに しめ しん しょう そだんいんむ そだんたいおう やくだ じょうほう ていきょう よてい 国が示す新システムの仕様の1つとして、相談員向けFAQなどの相談対応に役立つ情報(ナレッジ)の提供が予定されている。新任の相談員は きのう かつよう そだんぎょうむ すす たいおうりょく ひょうじゅんか きたい かんが そういった機能を活用しながら相談業務を進めることで、対応力の標準化が期待できると考えている。 しん しょうひしゃむ しんきのう しょうひしゃむ ついか よてい しょうひしゃむ りよう しょうひしゃふ また、新システムでは消費者向けの新機能(消費者向けFAQ)も追加される予定となっている。消費者向けFAQを利用できる消費者が増えるよ うになれば、パソコンやスマートフォンなどの操作が苦手な高齢者に対して、より丁寧な助言・アドバイスができる可能性が高まると考えられる。 こうど ぶんせき かのう しょうさい じょうほう ていきょう そだんじょうほう てきかく はあく てきじてきせつ けいはつとう かつよう また、高度な分析を可能とするシステムは、詳細な情報が提供されていないが、相談情報をより的確に把握し、適時適切な啓発等に活用し かんが くに じょうほう おう たいおう けんとう てきけるのではないかと考えている。国からの情報に応じて、対応を検討していく。
23	4	13	ぬまお 沼尾 いいん 委員	いぜん い はいふ けっか ほんとう つか けいはつ はい 以前から言われていることだが、グッズを配布した結果、本当に使われているのか。啓発グッズの配 ふ じぎょう かたち こうか かんが 布は事業をやったという形にはなりますが、アウトカムの効果を考えて、こういうグッズを配ること たい かんが こうかでき しゅほう けんとう おも に対してどう考えるか、より効果的な手法についてもご検討いただければなと思う。	けいぞく 継続	がっこう つう けいはつぶっぴん はいふ けいはつかつどう いってい こ か ひょうか イベントや学校を通じて啓発物品を配布するなどの啓発活動は一定の効果があったものと評価している。 とく てんけんじょうほう ぞうか さいだいじょう ねんれいそう かた そだんけんすう ぞうか こんご かたがた けいはつ じゅうよう しかしながら、特に点検商法の増加などにより、70歳代以上の年齢層の方では相談件数が増加しており、今後、こうした方々への啓発が重要で ある。 げんざい こうれいしゃ おも けいはつぶっぴん たくじょう じっさい りよう さくせい けんけい ぼうはん そこで、現在、高齢者を主なターゲットとし、啓発物品について、卓上メモなど実際にご利用いただけるものを作成し、県警のイベントや防犯 かつどう つう とうがいはつぶっぴん はいふ げんじょう ふ こうかでき と く すす 活動を通じて当該啓発物品を配布してもらうなど、現状を踏まえ、より効果的なものになるよう取り組みを進めている。

期	かい 回	No	はづげん 発言 いいん 委員	いけん がいよう 意見の概要	たいおう 対応 じょうきょう 状況	たいおうほうしん 対応方針
23	4	14	ぬまお 沼尾 いいん 委員	そうだんたいせい こうれいしゃ かた でんわ かま わか せだい でんわ つか わか 相談体制について、高齢者の方は電話で構いませんが、若い世代は電話を使いませんので、ぜひ若い せだい そうだん たいおう ふく そうだんたいせい しんけん かんが ひつよう おも 世代の相談に対応したSNSを含めて、相談体制を真剣に考えていく必要があるのかなと思う。	けいぞく 継続	わか せだい でんわ りよう しゅうかん うす じじつ うと 若い世代は電話を利用する習慣が薄れていることは、事実と受け止めている。 けん ぶんや おも そうだんないよう しゅそ げんてい ばあい わかものむ そうだん おこな 県では、分野によって、主な相談内容や主訴が限定されている場合には若者向けにLINE相談も行っているが、LINEのやり取りのみでは聞き取 むずか とく しょうひせいかつ そうだん けいやく ないよう じょうきょうけいやく どうき のぞ かいつけ しゅそ せんさばんべつ そうだん う げんじょう りが難しく、特に消費生活相談のような契約の内容や状況、契約した動機、望む解決などの主訴が千差万別な相談をお受けするのは、現状では むずか かんが 難しいと考えている。 じっさい くに つか しょうひせいかつ そうだん しけんてき おこな げんじょう けいやくないようとう き と せいかく かいとう 実際、国がAIを使った消費生活相談を試験的に行ってみたが、現状では、契約内容等を聞き取って正確に回答することはほとんどできなかった き こんご くに どうこう か とう ふ けんとう ひつよう と聞いている。今後の国の動向（DX化）等も踏まえて、検討していく必要がある。
23	4	15	やまぐち 山口 いいん 委員	しょうひせいかつちゅうい けいかいじょうほう きよねん だいがく きんりん ちいき しみんむ こうざ はな 「かながわ消費生活注意・警戒情報」について、去年に大学の近隣の地域で、市民向けの講座でお話 さい じゅこうしゃ ちゅうこうねん かた おお そん はなし しした際に、受講者は中高年の方が多かったですが、ご存じなかったということがあり、話をします かんしん も けいかいじょうほう そくほうせい ばいたい ひがい かくだい けねん ばあい と関心をお持ちになられますので、警戒情報など速報性もある媒体は、被害の拡大が懸念される場合 ゆうこう ひつづ じょうほうはっしん とりくみ ちゅうりょく に有効でもありますので、引き続き情報発信の取組に注力していただきたい。	しさく 施策に はんえい 反映済 み	しょうひせいかつ ちゅういけいかいじょうほう じゅうらい はいか かんけいきかん そうふ じょうほうでいきょうくわ かながわ消費生活・注意警戒情報については、従来のチラシの配架や関係機関への送付、ホームページやXでの情報提供に加え、ユーロープか じょうほうし けいさい はいしんきぼう じちかいとう はいしん こうえきしゃだんほうじん ふくし しんこうかい うんえい ながわの情報誌である「ぶらすmio」への掲載、配信希望のあった自治会等へのメール配信、公益社団法人かながわ福祉サービス振興会が運営 かいごじょうほう けいさいおよ かいごじぎょうしゃ はいしん おこな じゅうらい しているホームページ「介護情報サービスかながわ」への掲載及び介護事業者へのメール配信などを行っている。また、従来のチラシについて じちかいとう はいふかくだい はか こんご じょうほうはっしん つと は、自治会等への配布拡大を図るなど、今後も、情報発信に努めていく。
23	4	16	つのだ 角田 いいん 委員	ちゅうい けいかいじょうほう ひじょう じゅうよう じょうほう おも がくせい つた かくさん 注意・警戒情報については非常に重要な情報だと思って、学生にも伝えるようにしていますが、拡散 つく かんが おも するルートみたいなものを作ることを考えてもいいのかなと思う。	しさく 施策に はんえい 反映済 み	おな (23-4-15に同じ)
23	4	17	しらとり 白鳥 いいん 委員	ちゅうい でん めいかく おも ふどうさん リースバックについて、注意すべき点などが明確になってくるといいかなと思いますが、不動産につ へん とく こうれいしゃ かた おお いては、クーリングオフができないようですから、この辺は、特に高齢者はわからない方が多いの へん めいかく しゅうち けいはつ おも で、ぜひその辺を明確にして周知・啓発をしていただければと思っています。	しさく 施策に はんえい 反映済 み	しょうひせいかつちゅうい けいかいじょうはい ごう ねん がつ にちはっこう りめん けいさい かながわ消費生活注意・警戒情報第163号（2025年7月17日発行）の裏面に掲載するとともに、Webサイト「たまプロ新聞」でも掲載していた ひ つづ ひつよう おう けいはつ おこな だいた。引き続き、必要に応じた啓発を行っていきます。